

許認可等の内容	登録団体の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画推進条例第 17 条第 3 項		
担 当 課	男女共同参画推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 14 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
<p>男女共同参画団体の登録の決定は、条例第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当しないかどうか、当該団体が男女共同参画の推進に関する活動を行うかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のすべての要件に該当しないかどうかを判断して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営利を目的としているとき。 2 主たる構成員が市民ではないとき。 ここで「主たる構成員が市民ではないとき」とは、構成員の過半数が市内在住、在勤又は在学者でないときとする。 3 構成員の資格の取得及び喪失に関して、不当な条件を付しているとき。 ここで「不当な条件を付しているとき」とは、入会に際して不当な寄付を募るなどの条件を付しているときとするが、具体的には、個々の団体の設立趣旨に基づいて判断する。 4 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを活動の主たる目的としているとき。 5 政治上の主義を推進し、支援し、又はこれを反対することを活動の主たる目的としているとき。 6 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを活動の目的としているとき。 7 活動計画に、男女共同参画の推進に関する活動が含まれていないとき。 			

総人 2-2

許認可等の内容	使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第4条		
担 当 課	男女共同参画推進課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成14年7月1日
審査基準			
<p>1 男女共同参画センターの使用の許可は、次のいずれかに該当するときには行わないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、設備若しくは器具等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。</p> <p>ここで、「暴力団の利益になると認めるとき」とは、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認められるときをいい、暴力団員個人の私的な利用については対象としない。具体的には、組長の襲名披露式又は脱法行為の研究会等の会場として使用するとき、収益金が暴力団の活動となる興行を行うとき等をいう。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>ここで、「その他管理上支障がある」とは、(1)及び(2)に準じるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいう。</p> <p>つまり、客観的にみて他の利用者の利用を妨げることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときをいう。</p> <p>また、男女共同参画センターの設置目的から判断して不適当な使用目的又はその形態等であれば、許可しない場合もある。</p>			
<p>2 男女共同参画センターのうち、託児室の使用の許可は、次のいずれにも該当するときに行うものとする。</p> <p>(1) 上記1のいずれにも該当しないとき。</p> <p>ここで「その他管理上支障がある」とは、上記1の(1)及び(2)に準じるような管理上の支障をきたす具体的な危険がある場合をいい、客観的にみて他の託児の対象となる幼児の健康に悪影響を与えることが明らかであるなど管理運営上の支障を生じることが十分に予想できると合理的に認められるときを含む。</p> <p>具体的には、託児室の使用に関しては、託児の対象となる幼児が感染のおそれのある疾病にかかっている場合などがある。</p> <p>(2) 条例第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>ここで「その他市長が認めた者」とは、条例第4条第2項第1号に掲げるもののほか、市が開催する事業に参加する場合をいい、他の利用者の利用に支障がない範囲内で許可するものとする。</p>			

総人 2 - 3

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第 7 条		
担 当 課	男女共同参画推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 14 年 7 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>使用料の減免は、条例第 7 条の規定により、公益上特に必要と認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要と認める」とは、男女共同参画センターの設置目的から判断して使用料を減免することが公益的見地から妥当であることをいい、次のような場合に該当するときは、減免の程度を全免とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取市男女共同参画推進条例第 16 条に規定する鳥取市男女共同参画登録団体が男女共同参画の推進を目的として使用する場合 2 市又は市の機関が主催する行事に使用する場合 3 国又は他の地方公共団体が市の施策に関する行事で使用する場合 <p style="text-align: right;">変更日 令和 3 年 6 月 1 日</p>			

総人 2 - 4

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	男女共同参画推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	7 日	設 定 日	平成 14 年 7 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>既納使用料の返還は、条例第 8 条各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定する。具体的には、次のいずれかに該当するときに返還を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害その他使用者の責めに帰さない理由に基づいて使用を中止したとき。 ここで、「使用者の責めに帰さない理由」とは、災害などにより男女共同参画センター自体に使用できない事態が生じた場合や事故などによる交通機関の途絶等の不可抗力により使用できない場合をいう。 2 使用前に使用の許可の取消しの申出があり、その理由が正当であると認めるとき。 なお、返還する額は、上記 1 の場合は全額とし、上記 2 の場合は使用前 3 日までに使用許可の取消しを申し出たときは全額とし、使用の開始前までに使用許可の取消しを申し出たときは半額とする。 			

総人 2 - 5

許認可等の内容	貼紙等の許可及び営利を目的とした行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第11条第1項第4号		
担 当 課	男女共同参画推進課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設定日	平成14年7月1日
審査基準			
<p>1 貼紙等の行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>(2) 男女共同参画センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、男女共同参画センターの用途、目的を妨げないと認められること。</p> <p>具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における広報用ポスターの掲示などがある。</p> <p>2 物品販売等営利を目的とした行為の許可は、次のすべての事項に該当するかどうかについて審査し、決定する。</p> <p>(1) 「使用の許可」の審査基準を満たしていること。</p> <p>(2) 男女共同参画センターで当該行為を行う必要性があり、かつ、男女共同参画センターの用途、目的を妨げないと認められること。具体的には、講演会を開催する目的で「使用の許可」を得た場合における講師の著書の販売などがある。</p>			